

## 一時所得と所得税

$$\text{一時所得} = \{ (\text{分配金} + \text{その他同年中の一時所得}) - \text{特別控除額} 50 \text{万円} \} \times 1 / 2$$

※ 一時所得は、他の所得（給与、年金等）と合算し、総合課税として確定申告の対象となります。

$$\text{課税される所得金額} = (\text{給与所得控除後の金額} + \text{雑所得} \langle \text{年金等} \rangle + \text{一時所得}) - \{ \text{基礎控除額} 38 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{被扶養者数}) + \text{社会保険料等の控除額} + \text{生命保険料の控除額} + \text{地震保険料の控除額} \}$$

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

【試算例】 仮置きとして、分配金が60万円の状態で、その他の一時所得が全く無いときの「一時所得」は5万円となり、さらに「課税される所得金額」が350万円と仮定した場合には、求める所得税額は次のようになります。

$$\text{一時所得} = \{ (\text{分配金} 60 \text{万円} + \text{他の一時所得} 0 \text{円}) - \text{特別控除額} 50 \text{万円} \} \times 1 / 2 = 10 \text{万円} \times 1 / 2 = 5 \text{万円}$$

$$350 \text{万円} \times 20\% - 427,500 \text{円} = \text{所得税額 } \textcircled{1} \quad 272,500 \text{円} \text{ となります。}$$

$$355 \text{万円} \times 20\% - 427,500 \text{円} = \text{所得税額 } \textcircled{2} \quad 282,500 \text{円} \text{ となります。}$$

この条件による一時所得相当額の税額の目安（ただし、基礎控除額、社会保険料等の控除額々は勘案していません。）は、 $\textcircled{2} - \textcircled{1} = 1 \text{万円}$